

議案第51号

取手市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を改正する条例について

取手市ラブホテル建築規制に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

旅館業法が改正され、旅館等の定義規定が改められたため、同法を引用する規定について所要の整理を行うとともに、文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を改正する条例

取手市ラブホテル建築規制に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の用に供する建築物をいう。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(審査会)</p> <p>第11条 審査会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業</u>の用に供する建築物をいう。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(審査会)</p> <p>第11条 審査会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>知識経験者</u></p> <p>2及び3 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。